

使用料の助成

使用料を助成します
 (公共下水道使用料
 農業集落排水処理施設使用料)

町では、次の条件に該当する世帯の公共下水道・農業集落排水処理施設使用料金の助成を行います。実施時期は6月分使用料からとなりますが、5月から申請受付を開始します。

なお、申請日の翌月の請求から助成となりますので、該当要件を確認して、早めの申請をお願いします。

※すでに、幕別地域で水道料金の助成を受けている方は、申請の必要はありません。

◆助成対象者

町民税非課税世帯で、次の①から⑨のいずれかに該当する水道の使用です。

要件	持参する物
①使用者が児童扶養手当を受給している場合	印鑑 児童扶養手当受給者証
②使用者が「幕別町重度心身障害児及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」に定める父である場合	印鑑 ひとり親家庭の医療費助成証
③使用者が特別児童扶養手当を受給している場合	印鑑 特別児童扶養手当受給者証
④使用者が申請日現在満75歳以上の方1人で世帯を構成している場合	印鑑
⑤使用者の世帯に身体障害者手帳の障害等級が1級または2級の方が属している場合	印鑑 身体障害者手帳
⑥使用者の世帯に療育手帳の障害の程度がA判定の方が属している場合	印鑑 療育手帳
⑦使用者の世帯に精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方が属している場合	印鑑 精神保健福祉手帳
⑧使用者の世帯に北海道が発行した特定疾患医療受給者証の交付を受けた方が属している場合	印鑑 特定疾患医療受給者証
⑨使用者の世帯に北海道が発行した小児特定疾患医療受診券の交付を受けた方が属している場合	印鑑 小児特定疾患医療受診券

◆助成の内容

基本料金分210円と公共下水道・農業集落排水処理施設超過使用量1立方メートル当たり21円を助成します。(公共下水道・農業集落排水処理施設使用料金の納付書や口座振替の請求額が助成金額を差し引いた金額になります。)

◆申請

平成22年5月1日から随時受付

◆提出先

保健福祉センター、役場(町民課)、札内支所、忠類総合支所(住民課)、ふれあいセンター、福寿

◆問い合わせ先

福祉課社会福祉係(保健福祉センター内・☎[幕]54-13811)
 保健福祉課福祉係(ふれあいセンター・福寿内・☎[忠]8-2910)



 平成22年度
 町道民税の公的年金からの仮徴収について
 次のすべてに該当する方は、平成21年10月の年金支給分から年金所得に係る町道民税を特別徴収しています。

◆対象者

- 65歳以上の方
- 町道民税の納税義務のある方
- 前年度中に公的年金等を受給されていた方
- 当該年度の日(4月1日)に老齢基礎年金等を受給されている方

◆徴収額

平成22年度の町道民税は、4月、6月、8月の年金支給分から、平成22年2月と同額の町道民税を差し引きし、10月、12月、2月は6月に確定する町道民税の年税額から、すでに納めている仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収します。

※対象となる方の仮徴収額は、平成21年度町道民税の納税通知書の3枚目に記載されていますので、ご覧ください。

◆問い合わせ先 税務課住民税係(☎[幕]54-6604)